

《健康支援課》

1 医事・薬事について

(1) 献血事業

【根拠法令：安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律】

少子高齢化が進み献血ができる人が減ってきたり、安全な血液を取るために基準がきびしくなったりして献血できる人が少なくなっており、血液の確保は年々困難になっている。

このような状況を踏まえ、必要な血液量を確保するために「愛の血液合い運動月間」(7月)を中心に、年間を通じて以下の事業を行う。

(ア) 協力事業所の新規開拓(各市町、献血推進員と連携し実施)

(イ) 高校生ボランティアによる街頭献血キャンペーン(若年層への献血普及を目的に実施)

また、平成18年度から毎月最終日曜日に実施している倉吉未来中心での街頭献血において、血液の確保量が順調に増えていることから、定着に向けて広報を行い今年度も実施する。

(2) 医事事業

【根拠法令：医療法】

(ア) 病院・診療所立入検査

医療機関が患者や家族に対して良質で安全な医療を行うことができるよう、適正数の人員の配置、構造や設備等の医療法上の基準の充足などを中心に立入検査を実施し、必要があれば指導を行う。

また、住民からの相談・苦情等があれば、必要に応じて立入検査を実施する。

(立入検査目標数)

対 象：病院・全診療所

目標数：有床診療所は総数の1/3(うち療養病床を有する診療所1/2)

一般診療所、歯科診療所は1/5

(イ) 各種免許事務

個人情報保護に留意しながら、医療関係業務従事者に関する各種免許事務を迅速に行う。

(3) 薬事事業

【根拠法令：薬事法・薬剤師法・麻薬及び向精神薬取締法・毒物及び劇物取締法】

(ア) 医薬品販売

消費者に対して有資格者が適切に対応しているか、その体制ができているかなど調査を行い、必要があれば指導を行う。

(イ) 薬剤師の確保

平成18年度に、取り扱い処方せん数に対して十分な数の薬剤師を配備していない薬局を発見し指導をおこなった。

平成19年度は、管内薬局に対し適正な薬剤師数が確保されよう指導を行う。

(ウ) 薬局機能情報公表制度

平成18年6月の薬事法改正により、薬局の報告を受け県はその機能情報を公表するシステムを整備することとなっており、関係団体と連携を図りながら構築する。

(エ) 毒物劇物

平成17年度に使用者の不適正な取扱いによる事件が発生した。

これを受けて平成18年度は学校・試験研究機関等の使用者(業務上取扱者)の監視指導を実施したが、平成19年度も引き続き行う。

(4) 覚せい剤等乱用防止推進事業

【根拠法令：覚せい剤取締法】

薬物乱用防止のため、鳥取県薬物乱用防止指導員中部地区協議会の活動を一層充実させる。
また、高校生ボランティア等の協力を得て若者への啓発に力を入れる。

(5) 医療安全相談事業

【根拠法令：医療法】

医療の安全と信頼の確保のため、患者や家族等からの苦情・相談について関係機関と連携を図りながら、公正・適切・迅速に対応する。

また、医療機関に設置された相談窓口担当者の資質向上のため、昨年度に引き続き外部講師による研修会を開催する。

(6) 災害時医療救護事業

現在医療政策課において、「災害時の医療救護マニュアル」を改訂中でありそれに併せて、中部圏域版のマニュアルを策定し、関係機関へ同マニュアルを送付するなど周知を図る。

(7) 第5次鳥取県保健医療計画（新医療計画）の策定

【根拠法令：医療法】

平成20年4月に策定される新医療計画には、適切な医療サービスが切れ目なく提供されるよう、4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）6事業（小児医療・周産期医療・救急医療・災害医療・へき地医療・在宅医療）ごとの具体的医療連携体制を示すこととなっている。

中部医療圏の課題に対応した新医療計画を策定するために、県医療政策課、関係機関と連携をとりながら、中部地域保健医療協議会を開催し、圏域での課題、目標等をまとめ新医療計画に反映させていく。

(8) 中部圏域における医療提供体制づくり

平成17年度に開催した医療関係者との意見交換会では、脳卒中における急性期からリハビリまでの連携体制不足、脳小児科医不足による発達障害児支援体制への支障、小児科医不足による検診業務の支障等の具体的問題が挙げられている。

中部地域の住民が安心して医療を受けられる体制を構築するために、市町、住民等との意見交換会を開催しそこでの意見等を踏まえ、具体的施策を進め、並行作業中の新医療計画にも反映させていく。

2 感染症・疾病対策について

(1) 原爆被爆者支援事業

【根拠法令：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律】

原子爆弾の投下により生じた放射能に起因する健康被害は、他の戦争被害とは異なることから、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を行う。

- ア 健康手帳の交付
- イ 健康診断の実施
- ウ 各種手当の認定及び支給
- エ 介護保険等利用料助成
- オ 健康相談の実施

(2) 感染症対策推進事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法】

感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供を図る。

《注目すべき感染症》

インフルエンザ（鳥インフルエンザ、インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ）、

新型コロナウイルス（SARS）、天然痘、ウエストナイル熱、腸管出血性大腸菌感染症、感染性胃腸炎、麻疹（はしか）等

ア 感染症の予防及び二次感染防止について

平成17年度に作成した「社会福祉施設等のための感染症予防の手引き」の活用を推進し、各社会福祉施設等の感染症対策（集団発生の予防と拡大防止など）の充実を図る。

また、社会福祉施設の管理者等を対象とした研修会を実施する。

イ 感染症発生時の対応について

対応訓練（患者移送訓練含む）の実施と他機関との連携に努め、的確な対応ができる体制を整える。

ウ 感染症発生動向調査について

感染症の発生動向を調査し結果を広報して、流行している感染症について注意を喚起する。

（3）エイズ・性感染症予防対策事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

性感染症（HIVを含む）に関する正しい知識の普及啓発を図り、感染防止を図るとともに早期発見を行い、患者、感染者に適切な医療を提供する。

《検査日程》

種類	検査日および時間	備考
平日検査	毎月第1水曜日 受付：午後1時30分から3時	予約不要
休日検査	6、8、10、12月の第3日曜日 受付：午後1時から3時40分	予約必要
夜間検査	6、12月の第1水曜日 受付：午後6時から7時	予約必要

（4）ハンセン病支援事業

【根拠法令：ハンセン病入所者等に対する補償金の支給等に関する法律】

ハンセン病に対する偏見をなくすため、正しい知識の普及啓発を行う。

ア 療養所訪問事業の実施（県民交流事業）

イ パネル展などの普及啓発事業

（5）結核予防対策事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

結核についての正しい知識の普及啓発を図り、結核の発病予防、早期発見を図る。

結核の新規登録患者数、罹患率は中・長期的には減少傾向にあるが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、高齢者に重点をおいた予防対策を行うとともに、結核患者の服薬支援を適切かつ確実にを行い、患者の治療後の検診・接触者検診を含め患者管理を徹底する。

ア 高齢者に対する結核予防総合事業

高齢者施設職員に対し「結核の早期発見・療養（服薬支援）」をテーマに研修会（服薬支援の研修会と合同で1回）を開く。

イ 結核医療従事者研修会

高齢結核患者や糖尿病合併患者が多発している状況であり、「結核患者の早期見・早期治療」を目的とした医療従事者研修会（1回）を開く。

ウ 結核医療公費負担事務（感染症診査協議会結核部会を含む）

適切な公費負担事務を行う。

エ 服薬支援事業（DOTS事業）

在宅で療養する結核患者の服薬を支援することにより治療の中断・多剤耐性結核の発生を防止、治療成功率の向上をめざす。また、高齢者施設等職員に服薬支援（DOTS）につい

て理解し協力していただくための研修会（1回）を実施する。

なお、訪問服薬支援については、訪問看護ステーションへの業務委託を積極的に活用する。

オ 患者管理

服薬支援、管理検診及び接触者検診を計画的に実施し、管理を徹底して結核のまん延を阻止する。

カ コホート検討会

結核対策の充実をめざし、服薬支援の評価・見直しのためのコホート検討会（圏域・県合同）を開催する。

（6）難病患者支援事業

【根拠法令等：公衆衛生局長通知、保健医療局長通知、児童福祉法】

難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、保健所を中心として地域の医療機関等と連携をはかり、きめ細やかな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援を行う。

ア 特定疾患治療研究事業

原因が不明であり治療方法が確立していない、いわゆる難病に対して、治療方法についての研究を促進するとともに、患者の医療費の負担を軽減するための特定疾患医療給付事務を行う。

イ 小児慢性特定疾患治療研究事業

慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、治療に関する医療費の給付を行う。

ウ 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者の抱える問題は複雑、多様であるため、個別の患者の支援及び患者グループ支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者の生活の質の向上を図る。

（ア）医療相談会

年2回程度、類似の病気の患者ごとに、在宅療養生活の質向上を目的として療養生活の工夫や体験談を中心とした相談会や専門医等による講演会を実施する。

（イ）訪問相談事業

難病の中でも特に医療依存度が高く、症状が確実に進行することから困難な療養生活を強いられる重症筋無力症（ALS）患者及びその家族並びに医療相談会に参加できない要支援難病患者と家族が抱える日常生活及び療養上の悩みについて、保健師等の訪問により支援を行う。

（ウ）神経難病等在宅支援連絡会

在宅療養中のALSなどの神経難病患者等の在宅療養の質向上に努め、患者家族の負担軽減を図るとともに、支援関係者の資質向上をはかるため連絡会、研修会を実施する。

また、難病患者在宅療養支援のためにヘルパー等家族以外のものが痰等の吸引を行うための「吸引研修」をサポートする。

（エ）訪問診療事業

寝たきり等で通院が困難な患者や、未治療の患者等に対し、医師・理学療法士等の訪問診療班が訪問し、療養生活の支援を行う。

3 健康増進事業について

（1）知って納得！健康とっとり推進事業（地方機関要求事業）

【根拠法令：健康増進法】

『健康寿命の延伸』を目的とした健康づくり施策を推進するために、市町が住民に対する効果的な普及啓発に取り組むことができるよう支援する。

- ・啓発モデルの作成
- ・啓発セミナーの開催（年1回）
- ・市町を巻き込んだ「制作企画会議」の開催（年3回）

(2) 健康とつとり計画推進事業

【根拠法令：健康増進法】

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康とつとり計画」の推進を図り、生活習慣病を予防する。

- ⑨ ア 生活習慣病予防サポーター養成事業
地域や各種団体等の健康づくり事業等で普及啓発を実施する生活習慣病予防サポーターを育成し、県民一人ひとりがそれぞれに生活習慣病予防に率先して取り組める環境を整備する。
 - ・運動サポーター養成講座（1コース4回）
 - ・禁煙サポーター養成講座（1コース4回）
- イ 糖尿病予防事業
生活習慣に起因する糖尿病を予防し、また重症化を予防するための体制を整備する。
 - ・糖尿病予防教育スタッフ養成講座の開催（年3回）
 - ・「医療機関と市町の連携による糖尿病栄養指導システム」の推進
 - ・職域保健と地域保健の連携推進
- ウ 公共施設等禁煙・分煙推進事業
受動喫煙防止対策を普及啓発すると共に、禁煙や分煙に取り組んでいる施設を認定し広く紹介することで、受動喫煙防止対策の普及啓発と県民の安全で快適な生活環境を実現する。
- エ 職域や他団体との連携による生活習慣病の予防
職域における健康づくりを推進するため、メタボリックシンドローム予防、喫煙問題等の健康情報を、商工会を通じて各事業所に提供する。また、要望のあった事業所に対し出前健康教育を実施する。

(3) 栄養改善事業

【根拠法令：健康増進法】

関係機関との連携による食育に関する普及啓発の実施並びに栄養改善業務指針に基づき、地域における栄養改善業務の推進を図るための人材育成及び地区組織育成、広域的又は専門的栄養指導等を行う。また、特定給食施設の栄養管理指導及び栄養関連企業等への指導も行う。

- ア 食育推進普及事業
 - ・食育月間、食育の日等食育に関する普及啓発の取組み
 - ・食事バランスガイドの活用推進
- ⑨ イ 食育担当者研修事業（年3回）
地域の子どもの食育を担当する指導者を対象とした研修会を開催する。
- ウ 外食栄養成分表示推進事業
県民に飲食店等の料理の栄養成分を情報提供し食環境整備を推進する。
- エ 栄養改善業務機能強化事業
 - ・個別巡回指導
医療監視、児童福祉施設行政監査の同行及び必要に応じて、食事摂取基準等に基づき栄養管理指導を実施する。
- オ 専門的栄養指導
難病医療相談会等において、個別栄養相談を実施する。（年2回）
また、必要に応じて複数の危険因子をもつ者や障害者・難病患者等専門的技術を要する者に対し訪問指導を実施する。
- カ 管内行政栄養士業務検討会
市町の栄養施策の企画、立案、評価のための検討会を開催する。（年3回）

(4) 歯科保健事業

【根拠法令：健康増進法・地域保健法】

鳥取県8020運動の目標達成に向けて、県民への普及啓発及び各ライフステージに応じた推進方策を検討し、効果的な歯科保健対策の推進を図る。

- ア 地域歯科保健推進協議会
中部地域において、8020運動の目的達成を目指して歯科保健施策を総合的かつ効果的に推進する。(年2回)
- イ 地域歯科保健関係者研修会
地域歯科保健の基盤となる人材育成のため、歯科衛生士、保健師、養護教諭、保育士、栄養士等歯科保健関係者を対象に第一大臼歯の保護の推進、介護予防事業における口腔機能向上をテーマとして開催する。(2回)
- 新**ウ 8020推進員養成事業
県民に歯周病予防のために必要な正しい情報とセルフケアが伝達できる地域歯科保健サポーターを養成し地域歯科保健の向上を図る。(1コース4回×2コース)
- 新**エ フッ化物洗口普及啓発(モデル事業)
幼児期のう蝕予防のため、市町が保育所幼稚園でモデル的に実施する健康教育及びフッ化物洗口事業の実施に対し技術的支援を行う。
- オ 親子のよい歯のコンクール事業
よい歯の親子を表彰し、8020運動の普及啓発を図る。

4 母子保健事業について

【根拠法令：母子保健法・発達障害者支援法】

(1) 発達障害児支援ネットワークの整備

「障害者の地域で支えあうネットワーク」事業の中で、発達障害児支援に関する意見交換会を継続開催(年4回)し、市町における発達障害児並びに保護者の早期支援、ライフステージで切れ目のない一貫した支援体制の整備に向けて、県発達障害支援体制整備事業のモデル市である倉吉市の取り組みの支援とともに、発達障害児のケアマネジメントや専門医療機関、保育所、療育機関、教育機関、市町等の役割や連携のあり方等、一貫した総合的な支援が出来るよう体制整備を図る。

(2) 乳幼児すこやか発達相談事業(発達クリニック)

市町で行われる乳幼児健診で発達の遅れが疑われる乳幼児に対して、脳神経小児科医による健康診査や育児支援を行い、その結果を市町村並びに医療機関・療育機関等適切な発達支援機関へ繋ぎ、健全な発達を促す。(月2回：予約制)

(3) すくすく子育て健康支援事業

市町の乳幼児健診(1歳6か月児健診及びその後健診等)並びに発達クリニックにおいて、発達面で経過観察を必要とする児(グレーゾーン児)の発達支援、保護者の育児支援を行うため、「親子の遊びの教室」を開催する。(月1回：8か月間)

平成19年度は、市町村における子育て支援の受け皿づくりのモデル事業として位置づけ、湯梨浜町・琴浦町・北栄町の3町合同事業とし、中部療育園の技術的支援のもと実施する。

(4) 未熟児等訪問指導事業

発達上のリスクや育児不安が大きい出生体重2,000g以下等の未熟児とその保護者に対して、保健師が訪問指導により子育て支援や必要な助言指導を行う。

また、訪問指導の状況について、市町村及び必要に応じて医療機関・療育機関に繋ぎ、切れ目のない支援が行えるようにする。

(5) 女性の健康づくり支援事業

女性がそのライフサイクル(思春期から更年期まで)に応じて健康管理ができるよう、保健師による面接・電話相談を実施し、生涯を通じた女性の健康を支援するとともに、不妊に関する相談や情報提供を行う等、子どもを生み育てやすい環境を整備する。

(6) 母子保健事業関係機関連絡会

母子保健事業や産婦人科医療に携わる関係者が、若年妊産婦やひとり親家庭などハイリスク家庭への早期介入等により児童虐待を未然に防ぐための関係機関の連携のあり方について具体的推進方策等を協議する。(年2回)

(7) 不妊治療費等支援事業

次世代育成の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する経費の一部を助成(1回目上限15万円、2回目上限10万円/年度)する。

(8) 医療給付

ア 養育医療(母子保健法)

未熟児は生理的に未熟なため疾病にかかりやすく死亡率も高い。また、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため医療を必要とする未熟児に対し、医療費の給付を行う。

イ 自立支援医療(育成医療)(障害者自立支援法)

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すとみられる疾患がある児童で、治療によって確実なる効果が期待できるものに対し、医療費の給付を行う。

5 老人保健事業、介護予防事業等について

【根拠法令：老人保健法、介護保険法】

(1) 老人保健(及び国民健康保険)担当課長会議

医療制度改革に伴う平成20年度からの生活習慣病対策のあり方について、管内老人保健並びに国民健康保険担当者が、現状や課題を共有し具体的推進方策について協議する。(年2回)

(2) 地域リハビリテーション事業の推進

高齢者の在宅生活の継続と、生活機能の向上、自立支援を重視した地域リハビリテーションサービスを提供する体制を整備する。

ア 中部圏域地域リハビリテーション支援センターの活動の支援

- ・事業検討会の開催(年3回)
- ・定例事例検討会(月1回)への参画
- ・地域リハビリテーション支援センターのPRおよび管内情報の提供

イ 当局事業とのタイアップ

- ・介護予防事業研修会(口腔機能向上研修)等の共催
- ・障害者施策と連携した体制整備の検討

(3) 認知症対策の推進

認知症高齢者及び家族の地域支援体制を整備し、認知症にやさしい地域づくりを推進する。

ア 「認知症にやさしい地域づくり懇話会」の開催

- ・家族支援に対する体制整備(市町における「認知症の人と家族の会」の組織化)
- ・市町における介護予防(高齢者施策)事業推進に対する支援

イ 関係職種との連携強化

- ・中部医師会委託事業「症例検討会」の共催
- ・地域包括支援センターの活動支援

ウ 「認知症早期発見・医療体制整備事業」(中部医師会委託)への協働

- ・中部医師会担当理事、認知症診療サポート医とともに事業企画、運営支援

6 元気な若者の自立支援事業について

平成18年度から地域で思春期の子供たちに様々な取り組みを行っている関係団体と共に、「心身ともに元気な若者を育てる協働」の仕組みづくりに取り組むための若者サポートチームを立ち上げ、協働事業の実施・連携体制の構築等の検討を行った。

平成19年度は、若者との信頼関係を築き本音を聞き出すため定期的に「しゃべり場」を開催し、そこから若者の自立に向けた事業作りを模索検討する。